

広島県教育委員会訓令第2号

本 庁  
地 方 機 関  
県 立 学 校  
学校以外の教育機関

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年三月二十五日

広島県教育委員会  
委員長 平 田 克 明

職員の旅費の支給に関する規程の一部を改正する訓令

職員の旅費の支給に関する規程（昭和二十八年広島県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「並びに技術員のうち再任用された職員の給与の特例に関する規程（平成十三年三月二十九日広島県教育委員会訓令第2号）に規定する技術職給料表（再任用職員）」を削る。

別表第二を次のように改める。

別表第二（第二条関係）

行政職給料表の各級に相当する職務の級（再任用職員の場合）

行政職給料表	教育職給料表 (□)及び(ロ)	教育職給料表 (□)及び(イ)	研究職給料表	医療職給料表 (一)	医療職給料表 (□)及び(医療職 給料表	医療職給料表 (ロ)
9 級				4 級		
8 級	4 級		5 級			
7 級	3 級	4 級 3 級			7 級	7 級
6 級			4 級	3 級	6 級	6 級
5 級	特 2 級	特 2 級	3 級		5 級	5 級
4 級	2 級	2 級		2 級		
3 級			2 級	1 級	4 級 3 級	4 級 3 級
2 級					2 級	
1 級	1 級	1 級	1 級		1 級	2 級 1 級

備考 この表は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に適用する。

附 則

この教育委員会訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。